

< 保険契約準備金計算方法の変更について >

当公庫は、中小企業の皆様が借入れにより金融機関から事業資金を調達する際に信用保証協会が行う債務の保証についての保険の引受を行っています。この保険引受から将来発生する保険金の支払のために積み立てる保険契約準備金については、平成13年度決算から民間保険会社に準じて行政コスト計算財務書類に計上してきています。

当公庫が行う信用保険は、経済環境及び金融環境に大きく影響される事業資金の借入れに対する保証を対象としていることから、平成17年度決算より、将来発生が予想される保険金について、最近の保険金支払状況をより適切に反映できる方法に変更して算定し、その額を保険契約準備金とすることにより、行政コスト計算財務書類の信頼性・透明性を高め、説明責任をより一層果たすことといたしました。

なお、今般の保険契約準備金計算方法の変更は、将来の保険金支払いに十分に対応するためのものであり、平成17年度については、保険契約準備金の繰入れに伴い当期損失は拡大しておりますが、この変更による影響は翌年度以降発生するものではなく、景気の回復や制度見直しの効果による保険収支の改善も勘案すると、翌年度の当期損益は大幅に改善するものと見込まれます。

これからもこの傾向は続くものと考えられますが、信用保険制度は今後とも信用保証制度と一体となり、中小企業の皆様の事業資金の円滑な調達を支えてまいります。

< リスク管理債権について >

平成 17 年度のリスク管理債権は、9,637 億円と前年度に比し 875 億円減少している（前年度比 8.3%減少）。

なお、中小公庫は、中小企業専門の政策金融機関として、個別中小企業の資金繰りの実情に応じた弾力的な対応を行うよう主務省からの指示を受けており、既往貸付先の一時的な資金繰り悪化に対しては、短期貸付を業務上認められていないことから、貸付金の償還条件の変更を行っている。償還条件の変更に当たっては、条件変更後において償還能力が認められると判断される場合において対応しており、これら償還条件変更債権は、銀行法に基づくリスク管理債権及び金融再生法に基づく要管理債権とは性格をやや異にするものである。

しかし、信頼性・透明性を強化し政策金融機関として一層の説明責任を果たすとの観点から、民間金融機関との比較を容易にするため、償還条件変更債権を平成 16 年度から原則開示対象として貸出条件緩和債権（銀行法）及び要管理債権（金融再生法）に分類している。

リスク管理債権の推移(融資勘定)

(単位:億円)

	平成 15 年度		平成 16 年度		平成 17 年度	
A 破綻先債権	2.2%	1,671	1.9%	1,398	1.8%	1,280
B 延滞債権	4.7%	3,591	6.5%	4,898	7.0%	4,940
C 貸出条件緩和債権	1.3%	1,018	5.6%	4,213	4.8%	3,417
D 3ヶ月以上延滞債権	0.0%	0	0.0%	4	0.0%	0
正常債権	91.7%	69,660	86.0%	64,488	86.3%	60,947
合計	100.0%	75,940	100.0%	75,000	100.0%	70,584
E リスク管理債権合計 (A + B + C + D)	8.3%	6,280	14.0%	10,512	13.7%	9,637
F 貸出条件緩和債権に含めていない条件変更債権		5,444		0		0
合計 (E + F)	15.4%	11,724	14.0%	10,512	13.7%	9,637

(注) 計数は四捨五入によっているため、端数において合計と合致しないことがあります。